



アマノタイムスタンプサービス 3 1 6 1

運用規程 (TP/TPS)

Ver 1.12

2016 年 12 月 26 日



アマノ株式会社

All rights reserved. Copyright © 2004, AMANO Corporation

目次

1.1 概要.....	9
1.1.1 本規程の位置づけ（定義）.....	9
1.2 識別.....	9
1.2.1 ドキュメント名称、バージョン	9
1.2.2 オブジェクト識別子.....	10
1.3 コミュニティーと適用性.....	10
1.3.1 適用範囲と対象	10
1.3.2 関係者.....	10
1.3.3 本サービスの概要	11
1.3.4 本サービスの内容	12
1.4 本規程に関する連絡先の詳細.....	12
2. 一般規定.....	12
2.1 義務.....	12
2.1.1 時刻認証局の義務	12
2.1.2 サービス利用者の義務	13
2.2 責任.....	13
2.2.1 時刻認証局の責任	13
2.2.2 利用者の責任.....	13
2.2.3 財務的な責任.....	13
2.3 免責事項	13
2.4 解釈と執行.....	14
2.4.1 準拠法.....	14
2.4.2 可分性.....	14
2.4.3 存続性.....	14
2.4.4 承継	14
2.4.5 通知	14
2.4.6 紛争解決の手続き	14
2.4.7 不可抗力	14
2.4.8 解釈	15
2.4.9 権利放棄の禁止	15
2.5 料金.....	15
2.6 公表とリポジトリ	15
2.6.1 時刻認証局に関する情報の公開.....	15

2.6.2	公開の時期	15
2.6.3	アクセス制御.....	15
2.6.4	時刻認証局のリポジトリ.....	15
2.6.5	その他の開示情報	15
2.7	守秘性のポリシー	15
2.7.1	機密扱いとみなす情報	15
2.7.2	機密扱いとみなさない情報.....	16
2.7.3	法執行機関への情報開示.....	16
2.7.4	民事手続き上の情報開示.....	16
2.7.5	利用者の要求による情報開示	16
2.7.6	その他の理由に基づく情報開示.....	16
2.8	知的財産権	16
2.9	個人情報の扱い	17
3.	本人確認と認証	17
4.	運用要件	17
4.1	タイムスタンプトークンの発行	17
4.2	タイムスタンプの検証	17
4.3	監査	17
4.3.1	監査情報の定義	17
4.3.2	監査人の身元、資格.....	18
4.3.3	監査人と被監査部門との関係	18
4.3.4	監査周期	18
4.3.5	監査情報の保管期間.....	18
4.3.6	監査指摘事項への対応	18
4.3.7	監査情報の保護	18
4.3.8	監査情報の保管	18
4.3.9	監査結果の開示と対処	18
4.4	記録のアーカイブ化	19
4.4.1	アーカイブデータの種類.....	19
4.4.2	アーカイブデータの保管期間	19
4.4.3	アーカイブデータの保護.....	19
4.4.4	アーカイブデータのバックアップ	19
4.4.5	記録へのタイムスタンプ要件	19
4.4.6	アーカイブデータの収集システム	19
4.5	鍵の定期更新	19

4.6 システムのトラブル、災害からの復旧	19
4.7 業務の終了	20
4.8 タイムソースの管理・トレーサビリティ	20
4.8.1 時刻認証局内の時刻精度	20
4.8.2 タイムスタンプユニットの時刻精度	20
4.8.3 時刻のトレーサビリティ	20
4.9 暗号アルゴリズムの危殆化	20
4.9.1 危殆化が予測される場合	20
4.9.2 危殆化した場合	20
5. 物理的、手続き的及び要員のセキュリティ管理	21
5.1 物理的なセキュリティ管理	21
5.1.1 施設の場所と建物構造	21
5.1.2 入退室管理と機器へのアクセス	21
5.1.3 電源、空調設備	21
5.1.4 水害対策	21
5.1.5 火災対策	21
5.1.6 地震対策	21
5.1.7 媒体管理	21
5.1.8 廃棄物処理	22
5.1.9 外部バックアップ	22
5.2 手続きの管理	22
5.2.1 信頼される役割	22
5.2.2 人員配置	22
5.2.3 各役割の認証と認可	22
5.3 要員のセキュリティ管理	22
5.3.1 従事者の要件	22
5.3.2 経歴検査	22
5.3.3 トレーニング要件	22
5.3.4 トレーニング周期	22
5.3.5 ジョブローテーションの実施	23
5.3.6 不正行為の罰則	23
5.3.7 要員へ提示する文書	23
6 技術的管理	23
6.1 鍵ペア生成とインストール	23
6.1.1 鍵ペア生成	23

6.1.2	タイムスタンプトークンの公開鍵証明書の配布	23
6.1.3	鍵長	23
6.1.4	鍵生成.....	23
6.1.5	鍵使用の目的.....	23
6.2	秘密鍵の防護	23
6.2.1	暗号モジュールの基準	23
6.2.2	秘密鍵の複数人管理.....	23
6.2.3	秘密鍵の預託.....	24
6.2.4	秘密鍵のバックアップ	24
6.2.5	秘密鍵のアーカイブ.....	24
6.2.6	暗号モジュールへの秘密鍵格納.....	24
6.2.7	秘密鍵活性化方法	24
6.2.8	秘密鍵非活性化方法.....	24
6.2.9	秘密鍵破棄方法	24
6.3	その他の鍵管理について	24
6.3.1	公開鍵記録保存	24
6.3.2	秘密鍵の使用期間	24
6.3.3	鍵ペアの有効期間	25
6.4	活性化データ	25
6.4.1	活性化データの生成.....	25
6.4.2	活性化データの保護.....	25
6.5	コンピュータセキュリティ管理	25
6.5.1	使用するコンピュータセキュリティの技術要件	25
6.5.2	コンピュータセキュリティ評価.....	25
6.6	システムのライフサイクル管理	25
6.6.1	システム開発管理	25
6.6.2	システム維持管理	25
6.6.3	セキュリティ運用管理	25
6.6.4	セキュリティ評価のライフサイクル	25
6.7	ネットワークセキュリティ管理	26
6.8	暗号化モジュールの管理	26
7.	仕様の管理	26
7.1	仕様の変更手順	26
7.2	公開と通知の規則	26
7.3	本規程の承認手順.....	26

8. タイムスタンプトークンのプロファイル	27
参考文献.....	29

改版履歴

初版発行日：2004年11月22日

版	変更日	内容
Ver. 1.1 (公開前に 修正された 為、非公開)	2005/2/10	1. タイムスタンプトークンのプロファイル追記。 2. 知的財産権の範囲を修正。 3. 「2.1.1 時刻認証局の義務 - (5)」に TSA 証明書の失効申請をする旨追記。 4. 「6.3.3 鍵ペアの有効期間」に、暗号アルゴリズムの脆弱化発生時は、タイムスタンプトークンの有効期間の短縮措置があり得る旨を追記。 5. 「4.6 システムのトラブル、災害からの復旧 - (3)」に、その内容を公知する旨を追記。 6. 「4.3.1 監査情報の定義」に、時刻監査記録を追記。 7. 「4.3.9 監査結果の開示と対処」に、「利用者の要求に応じて」を追記。 8. 全体に渡り、「タイムスタンプサーバ」を「タイムスタンプユニット」に用語統一。 9. 全体に渡り、「タイムスタンプ局」を「時刻認証局」に用語統一。 10. 「1. はじめに」の記述から本サービスに関連する時刻配信・監査サービスの記述を削除、最適化。 11. 全体に渡り、本文中の「タイムスタンプサービス」を「本サービス」に置換。それに伴った文章の最適化。
Ver. 1.2	2005/2/22	1. 「2.1.1-(5)」の「鍵の失効手続き」という表現を「公開鍵証明書の失効手続き」に最適化。 2. 「6.3.2」の「鍵ペアの使用期間」を「秘密鍵の使用期間」に修正。 3. 「6.3.2」の「鍵更新を行う」を「公開鍵証明書の失効手続きを行う」に修正。
Ver. 1.3	2005/5/30	1. 「2.6.4 時刻認証局のリポジトリ」を SSL 対応の URL に変更 2. 「4.5 鍵の定期更新」「6.3.2 秘密鍵の使用期間」の2年を1年に変更 3. 「6.1.5 鍵使用の目的」の表現を最適化 4. 「4.5 鍵の定期更新」に定期更新以外の更新時の通知について追記 5. 「8. タイムスタンプトークンのプロファイル」のタイムスタンプユニットの識別情報を変更
Ver. 1.4	2005/12/06	1. アマノタイムビジネス(株)に運用が委託されてことに伴って「1.4 本規程に関する連絡先の詳細」の会社名を変更。 2. 「8.タイムスタンプトークンのプロファイル」のハッシュアルゴリズムを追加。

版	変更日	内容
Ver. 1.5	2006/1/19	1. 「8.タイムスタンプトークンのプロファイル」の各ハッシュアルゴリズムに関して同一アルゴリズムが適用される旨を追記。
Ver. 1.6	2006/4/19	1. 「6.3.3 鍵ペアの有効期間」において、タイムスタンプトークン生成用鍵ペアの有効期間を 2006 年 5 月 1 日以降の切替について従来の 10 年間から 11 年 1 ヶ月間に変更 2. 「1.3.3 本サービスの概要」において、使用するハッシュアルゴリズムやタイムスタンプトークンの有効期間の定義などを追加、及び表現の最適化 3. 住所移転に伴い、「1.4 本規程に関する連絡先の詳細」の連絡先住所を変更
Ver. 1.7	2007/1/10	1. 「1.2.2 オブジェクト識別子」、「1.3.2 関係者」 - 「(8) 認証局 (CA)」における認証局の名称変更 2. 「1.3.3 本サービスの概要」、「8. タイムスタンプトークンのプロファイル」における、採用しているハッシュアルゴリズムの変更 3. 「4.8.1 時刻認証局内の時刻精度」及び「4.8.2 タイムスタンプユニットの時刻精度」の記述を最適化し、それに併せて「1.3.2 関係者」に「(9) 国家時刻標準機関 (NTA)」を追加
Ver. 1.8	2009/4/13	1. 「8.タイムスタンプトークンのプロファイル」の TSTInfo の ordering の設定値を変更 2. 「4.4.1 アーカイブデータの種類の「時刻監査証」を「時刻監査記録」に修正
Ver.1.9	2010/9/27	1. 「1.4 本規程に関する連絡先の詳細」の名称を、アマノタイムビジネス (株) からアマノビジネスソリューションズ (株) に変更し、それに伴って所在地も変更
Ver. 1.10	2012/2/1	1. 「1.2.2 オブジェクト識別子」にタイムスタンプサービスポリシー、認証局の証明書ポリシー、スカパーJSAT 株式会社の衛星時刻配信・監査サービスを追加 2. 「1.3.2-(7)」にスカパーJSAT 株式会社の衛星時刻配信・監査サービスを追加 3. 「1.3.3-(4)」タイムスタンプ対象データに対するハッシュ値についての記述を変更 4. 「1.3.4 本サービスの内容」を追加 5. 「2.6.5 その他の開示情報」を追加 6. 「7.3」の「本規定」を「本規程」に修正 7. 「8. タイムスタンプトークンのプロファイル」の注 1、注 2 を廃止、1、2、3、4 を追加、Signing CertificateV2 を追加、TSAPolicyId にタイムスタンプサービスポリシーを追加
Ver. 1.11	2012/2/19	1. 「1.3.4-(1) の認証局の証明書ポリシーを Security Communication RootCA2 へ変更

版	変更日	内容
Ver 1.12	2016/12/26	「2.1.1-(5)、(6)」を(4)、(5)に修正 「2.1.1-(4)」危殆化時の対応対象を明確化 「4.3.5 監査情報の保管期間」、「4.4.2 アーカイブデータの保管期間」を10年以上から15年以上に変更 「4.3.9 監査結果の開示と対処」開示先を関係機関に変更 「4.9 暗号アルゴリズムの危殆化」を追加

1. はじめに

「アマノタイムスタンプサービス 3 1 6 1」は、時刻認証局として電子データに信頼のおける時刻のタイムスタンプを付与するサービス（以下「本サービス」と言う）であり、アマノタイムスタンプサービス 3 1 6 1 運用規程（以下「本規程」と言う）では、アマノ株式会社が本サービスを利用者に提供する為の運営方針を述べる。

尚、本規程の構成は、IETF PKIX による RFC2527「Certificate Policy and Certification Practices Statement Framework」を参考としている。

1.1 概要

デジタルタイムスタンプは、ある電子データの「存在証明」や「非改ざん証明」を行う場合に非常に有効な手法である。本サービスは、信頼のおけるタイムソースと公開鍵暗号技術を用いた高度な仕組みを採用し、利用者にとって簡単、安価、迅速に利用出来るものとして提供する。

しかしながらこの有効性を確保するには以下の条件が必要である。

（１）利用するタイムソースが信頼のおけるものである事。

ここで信頼がおけるとは国家時刻標準機関との追跡性が確保されている事を言う。

（２）タイムソース及びデジタルタイムスタンプの生成、検証に関わる設備の信頼性や安全対策の確保。

（３）署名生成鍵、検証鍵の管理に代表される運用管理体制の信頼性の確保。

（４）タイムスタンプ方式自体が持つ信頼性と強度の確保。

（５）運営主体及び利用者の義務と責任の遂行。

本規程は、上記一連の信頼の鎖を途切れる事無く確保する為に、重要な要件に関して可能な限り明確化し、実行する事を文書化するとともに公開する時刻認証局の宣言書である。

なお、時刻認証局は、タイムスタンプポリシー（Time-stamp policy）及び時刻認証局運用規程（Time-stamping practice statement）をそれぞれ独立したものとせず、本規程を時刻認証局の本サービスに関する運用方針として位置づける。

1.1.1 本規程の位置づけ（定義）

本規程は、時刻認証局及びそれが提供する本サービスの運用方針について定めたものである。時刻認証局並びに本サービスの業務に携わる社員及び協働者はこれに従い業務を遂行しなければならない。

1.2 識別

1.2.1 ドキュメント名称、バージョン

名称：アマノタイムスタンプサービス 3 1 6 1 運用規程

バージョン：1 . 1 2

作成日：2016年12月26日

作成者：アマノ株式会社

1.2.2 オブジェクト識別子

内容	OID
本サービス	
アマノ株式会社	0.2.440.200192
アマノタイムスタンプサービス 3 1 6 1	0.2.440.200192.100.200
サービスポリシー	
Type-T1	0.2.440.200192.100.200.100
Type-S1	0.2.440.200192.100.200.101
Type-S2	0.2.440.200192.100.200.102
本サービスにおいて使用される認証局	
セコムトラストシステムズ株式会社	1.2.392.200091
Security Communication RootCA2 タイムスタンプサービス用証明書ポリシー	1.2.392.200091.100.901.5
本サービスにおいて使用される時刻源	
アマノ株式会社	0.2.440.200192
時刻配信・監査サービス for TSU	0.2.440.200192.100.100
サービスポリシー	0.2.440.200192.100.100.100
スカパーJSAT 株式会社	1.3.6.1.4.1.29536
衛星時刻配信・監査サービス	1.3.6.1.4.1.29536.2.101.2
サービスポリシー	1.3.6.1.4.1.29536.2.101.1

1.3 コミュニティと適用性

1.3.1 適用範囲と対象

本規程の適用範囲は時刻認証局及び本サービスの運用、その情報を扱う業務全般である。また本規程の適用対象は時刻認証局並びに本サービスの全ての利用者、及び本サービスに係る法人、個人、組織を含む。

1.3.2 関係者

(1) 時刻認証局 (TSA)

本規程において時刻認証局とは、RFC3161 に基づくタイムスタンプトークン発行業務を行う事業者、すなわち本時刻認証局の事を言う。

(2) 社員

本規程において社員とは、アマノの社員及び囑託者の事を言う。

(3) 申請者

本規程において申請者とは、時刻認証局の提供するサービスへの加入申請を行った者の事を言う。

(4) 利用者

本規程において利用者とは、時刻認証局の提供するサービスへの加入申請を行い時刻認証局からサービスへの加入を認められ、そのサービスを受ける対象装置を所有、管理、又は使用する者の事を言う。あるいは加入申請が必要で無いサービスの場合は、アマノタイムスタンプサービス 3.1.6.1 利用規約（以下「利用規約」と言う）及びソフトウェア使用許諾契約書（以下「使用許諾」と言う）に同意して利用する者の事を言う。

(5) 協働者

本規程において協働者とは、アマノと雇用関係を持たず、契約等によって定められた範囲において時刻認証局の業務を支援する者の事を言う。

(6) 第三者

本規程において第三者とは、時刻認証局、社員、協働者以外の個人、法人の事を言う。

(7) 時刻配信局 (TAA)

本規程において時刻配信局とは、UTC に対してトレーサビリティのある時刻の配信を行い、かつ時刻認証局が管理するタイムスタンプユニット内の時計の時刻監査を行う事業者をいう。本時刻認証局はアマノ株式会社が運営する時刻配信・監査サービス for TSU、および、スカパーJSAT 株式会社が運営する衛星時刻配信・監査サービスを利用する。

(8) 認証局 (CA)

本規程において認証局とは、時刻認証局のタイムスタンプユニットに使われる公開鍵証明書の認証を行う事業者をいう。本時刻認証局の認証局はセコムトラストシステムズ株式会社とする。

(9) 国家時刻標準機関 (NTA)

本規程において国家時刻標準機関とは、TAA が管理・運用する時計の比較校正元となる時計を管理・運用する機関を言う。

1.3.3 本サービスの概要

時刻認証局は、利用者からのタイムスタンプトークン発行要求に対して RFC3161 に準拠したタイムスタンプトークンを生成し、発行する。

- (1) 時刻認証局は、タイムスタンプの対象となるデータの内容については一切関知しない。
- (2) タイムスタンプトークンに含まれる時刻情報は、時刻認証局がタイムスタンプトークンを生成した時点の時刻とする。
- (3) タイムスタンプトークンの有効期間は、2006 年 6 月 10 日以降に発行されたものより、10 年間とする。ただし、秘密鍵の危殆化やハッシュ及び暗号アルゴリズムの脆弱化が発生した場合には、タイムスタンプトークンに示される有効期限より以前に、その有効性を失効させる事がある。

- (4) タイムスタンプトークン内で使用されるハッシュアルゴリズムは、「 8 . タイムスタンプトークンのプロファイル」に記されたものが適用される。

1.3.4 本サービスの内容

利用者が選択した以下のタイプのいずれかを提供します。

(1) Type-T1

アマノ株式会社を時刻配信局とし、セコムトラストシステムズ株式会社の「Security Communication RootCA2」により発行された TSA 証明書を用いたサービスです。

(2) Type-S1

スカパーJSAT 株式会社を時刻配信局とし、セコムトラストシステムズ株式会社「Security Communication RootCA2」により発行された TSA 証明書を用いタイムスタンプトークン内の SigningCertificate ESSCertID のハッシュアルゴリズムが sha1 のサービスです。

(3) Type-S2

スカパーJSAT 株式会社を時刻配信局とし、セコムトラストシステムズ株式会社「Security Communication RootCA2」により発行された TSA 証明書を用いタイムスタンプトークン内の SigningCertificate ESSCertID のハッシュアルゴリズムが sha512 のサービスです。

時刻監査証明書は、Type-T1 のタイムスタンプトークンのみに含まれます。

1.4 本規程に関する連絡先の詳細

名称：アマノビジネスソリューションズ株式会社

所在地：〒222-0011 神奈川県横浜市港北区菊名 7 丁目 3 番 2 4 号

e-mail アドレス：etpost@e-timing.ne.jp

2. 一般規定

2.1 義務

2.1.1 時刻認証局の義務

- (1) 時刻認証局は、時刻認証局及び本サービスの信頼性と安全性の確保を行う。
- (2) 時刻認証局は、本規程に従い、タイムスタンプサービスとして、タイムスタンプトークンの発行サービスを提供する。
- (3) 時刻認証局は、本規程に従い時刻認証局で使用する署名生成鍵、署名検証鍵を安全に生成し管理する。

- (4)時刻認証局は、署名生成鍵、署名検証鍵を定期的に更新する。万一秘密鍵または暗号アルゴリズムの危殆化が判明した場合は、その鍵を使ったタイムスタンプトークンの発行を中止し、認証局への連絡及び公開鍵証明書失効手続きを行うとともにサービス利用者へ通知を行う。
- (5)時刻認証局は、サービス利用者の義務について周知させるとともにその履行に必要な各種情報を必要に応じて提供する。

2.1.2 サービス利用者の義務

- (1)利用者は、本規程、利用規約及び使用許諾に了承した上で本サービスの提供を受けるものとする。
- (2)利用者は、サービス利用の申請などに際し正確な情報を時刻認証局に提示するものとする。
- (3)利用者は、本サービスの利用に際し利用者側で使用するソフトウェア、機器類に対しては自己の責任と判断の下に利用し安全対策などの一切の必要な管理を行う。

2.2 責任

2.2.1 時刻認証局の責任

時刻認証局は、運営を維持しかつその義務を履行する為に必要な財政的基盤を有するものとする。

2.2.2 利用者の責任

利用者は、タイムスタンプを検証した第三者に対し、本規程の「2.1.2 サービス利用者の義務」で定められた内容に反して本サービスを利用した事から発生する全ての責任を負う。ただし、これは、本規程で定める利用者の他の責任及び義務を制限するものではない。

2.2.3 財務的な責任

アマノは、本規程の「2.2.1 時刻認証局の責任」に違反して損害賠償責任を負う場合、利用規約に従うものとし、いかなる場合においてもアマノはこの賠償額の上限を超える責任を負うものではない。利用者が本規程に定める義務を履行せず、又は本規程の「2.2.2 利用者の責任」で定める責任に違反した事によりアマノが損害を被った場合、アマノは利用者に対し当該損害の賠償を請求する事が出来る。

2.3 免責事項

アマノは、利用者が本サービスを使用するにあたっての利用者自身のシステムに起因するあらゆる損失、損害又は費用については免責される。アマノは、アマノの責任に帰する事が出来ない事由から生じた損害、及び予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害について

は免責される。その他の免責事項及び賠償責任の限定については利用規約及び使用許諾に従うものとする。

2.4 解釈と執行

2.4.1 準拠法

当事者間の契約又は他の法規選択にかかわらず、本規程の適用、構成、解釈、妥当性等は、日本法に準拠する。

2.4.2 可分性

本規程のある規定もしくはその一部、あるいはその適用が、何らかの理由により無効又は執行不可能であると判明した場合は、その規程又はその範囲のみが無効又は執行不可能となり、その他の部分は有効でありかつ適用される。

2.4.3 存続性

本規程の「2.2.3 財務的な責任」、「2.3 免責事項」、「2.4 解釈と執行」、「2.7 守秘性のポリシー」、「2.8 知的財産権」及び「2.9 個人情報の扱い」は、時刻認証局による本サービスが終了し、本規程の廃止後も有効に存続する。

2.4.4 承継

本規程は、明示、黙示、表見上に関わらず、双方当事者の承継者、遺言執行者、相続人、代表者、管理者及び譲受人の利益となり、また拘束する。

2.4.5 通知

本規程に関する通知は書面、又は電子メールにて本規程の「1.4 本規程に関する連絡先の詳細」にある連絡先で受け付ける。通常は受領日をもってその通知は有効となるが、当該通知に受領日以降の日付がある場合にはこの限りでは無い。時刻認証局から利用者に対し通知が必要と判断される場合には、登録されている通知先へ行う。

2.4.6 紛争解決の手続き

本規程又はそれに付随して生じた紛争、時刻認証局による本サービスに関する紛争について法廷での解決を図る際、東京地方裁判所が第一審の専属的合意管轄裁判所となる。

2.4.7 不可抗力

アマノは、天災、戦争、伝染病、停電、火災、地震、テロ、その他の災害など、アマノの支配を超える事件から生じた本規程に関する違反、遅滞、不履行に、一切責任を負わない。

2.4.8 解釈

特に他の規定が無ければ、本規程はあらゆる状況の下で商業的な妥当性と合理性を失う事の無いように解釈すべきものとする。本規程を解釈するにあたっては、国際的な視野や目的、その目的で一貫性を押し進める利益、誠実な履行を考慮する。

2.4.9 権利放棄の禁止

本規程の違反に関してのアマノ又は利用者の権利放棄は書面によって行うが、いかなる場合もその後生じる規程違反に関しての権利放棄やその規定そのものの権利放棄と解釈してはならない。

2.5 料金

本サービスの料金表に定める。

2.6 公表とリポジトリ

2.6.1 時刻認証局に関する情報の公開

時刻認証局は、本規程を時刻認証局のリポジトリに公開する。

2.6.2 公開の時期

時刻認証局は、本規程変更時、その他時刻認証局の責任者が必要と判断した時に随時更新を行う。

2.6.3 アクセス制御

時刻認証局のリポジトリには、インターネットでアクセス出来る。特にアクセスの制御は行わない。

2.6.4 時刻認証局のリポジトリ

本規程は下記の URL における時刻認証局のリポジトリで参照出来る。

URL <https://www.e-timing.ne.jp/repository>

2.6.5 その他の開示情報

タイムスタンプトークンに時刻監査証明書が含まれない場合には、利用者の求めに応じ時刻配信局発行の時刻監査記録を開示する。

2.7 守秘性のポリシー

2.7.1 機密扱いとみなす情報

時刻認証局及び利用者は、その情報が漏えいする事によって時刻認証局、及び利用者の信

頼性、適格性が損なわれる恐れのある情報を機密扱いとする。時刻認証局により機密扱いとみなされた情報は、時刻認証局により安全に保管、管理される。時刻認証局により機密扱いとみなされた情報は、本規程又は利用規約に定められている場合を除いては、いかなる者にも原則開示しない。

2.7.2 機密扱いとみなさない情報

「2.7.1 機密扱いとみなす情報」の規定に関わらず、時刻認証局は次に定める情報については機密扱いとはみなさない。

- (1) 本規程等公開情報として明示するもの。
- (2) 利用者又は時刻認証局に開示後、時刻認証局の責任の範囲外で公知となった情報。
- (3) 合法的に入手し、かつ利用者又は第三者から機密保持の義務を負っていない情報。
- (4) 利用者又は時刻認証局が第三者に対し機密保持の義務を課す事無く開示した情報。
- (5) 個人的に識別可能な全ての情報を除き、その情報の元の所有者を識別出来なくした統計目的で編集したデータ。

2.7.3 法執行機関への情報開示

時刻認証局は、時刻認証局で扱う全ての情報に対し法的根拠に基づく情報開示の要求が法執行機関よりなされた場合、法で定められた範囲内で当該情報の開示を行う。

2.7.4 民事手続き上の情報開示

時刻認証局は、時刻認証局で扱う全ての情報に対し、訴訟、調停、その他民事手続き上での開示が可能である。

2.7.5 利用者の要求による情報開示

時刻認証局は、利用者により時刻認証局にすでに開示された情報への開示を当該利用者から求められた場合、その要求者がその情報を開示した本人かどうかを確認する手続きを経た上で、要求者への当該情報の開示を行う。

2.7.6 その他の理由に基づく情報開示

規定しない。

2.8 知的財産権

本規程はアマノの知的財産の一部を構成するものであり、商標法、著作権法、その他知的財産に関する法律で保護されており、一切のライセンス、譲渡、その他の使用許可を認めない。所有者の書面による明示の許可が無ければ、アマノの知的財産の使用は明示的に禁止する。また以下の各号に定めるものに関する権利は時刻認証局に帰属し、利用者を含むその

他の者には移転しない。

- (1) タイムスタンプトークンの取得、検証を行うためのソフトウェア
- (2) 商標、標章、標識及びその他のマーク

2.9 個人情報の扱い

時刻認証局は、本サービスの加入申請時に利用者が提供した個人情報に対し、本サービスを提供する為に必要な範囲内でのみこれを使用する。また不正な手段による個人情報の取得は行わない。また業務上必要な期間を経過した後は、個人情報の廃棄、又はその他の処理を行う。

時刻認証局は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、改ざん、漏洩、その他の危険に対し合理的な安全保護措置を講じる。個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、当該委託先が当該個人情報を安全に管理するよう、必要かつ適切な監督を行う。

3. 本人確認と認証

時刻認証局は、「2.7.5 利用者の要求による情報開示」の規程に基づき時刻認証局が本人確認手続きを行う必要のある場合を除き、本人確認又は認証は行わない。

4. 運用要件

4.1 タイムスタンプトークンの発行

時刻認証局は、利用者の要求に応じて時刻認証局にて時刻情報を付与し、改ざんを検知する為の電子署名データを発行する。時刻認証局は、不慮の事故による停止及び本規程の「4.8.2 タイムスタンプユニットの時刻精度」を満たさないタイムスタンプトークンが生じないように最大限の努力をする。

4.2 タイムスタンプの検証

タイムスタンプを検証する為には、タイムスタンプの対象となったデータのハッシュ値との照合及び、タイムスタンプトークンに施された電子署名の検証が必要となるが、それらは利用者の環境にて行われるものであり、時刻認証局にて実施するものではない。

4.3 監査

4.3.1 監査情報の定義

監査情報とは、本規程、利用規約、使用許諾、システムイベント、時刻配信局から発行された時刻監査の記録等の監査を行う為に必要な情報を言う。

4.3.2 監査人の身元、資格

監査人は、アマノの従業員で本規程の「4.3.1 監査情報の定義」に定めた監査情報を取り扱う業務に精通した者から選出し、時刻認証局の責任者が任命する。時刻認証局は、必要に応じて外部の監査人を任命する。

4.3.3 監査人と被監査部門との関係

監査人は時刻認証局運用部門に属さない者とし、時刻認証局内で独立した地位を有するものとする。

4.3.4 監査周期

監査の頻度は最低年1度行う。

4.3.5 監査情報の保管期間

監査情報は15年以上保管する。

4.3.6 監査指摘事項への対応

監査指摘事項に対しては時刻認証局の責任者が判断し、場合により本サービスの運用を停止する事もある。時刻認証局の責任者は指摘事項の改善作業の確認を行う。

4.3.7 監査情報の保護

時刻認証局による監査情報及び監査結果の保存の為に、不正なアクセスによる情報の変更、改ざん、削除、漏洩等が無いよう適切かつ合理的な安全対策を講ずる。

4.3.8 監査情報の保管

監査情報は、そのアクセス権限を明確にし、不正アクセスによる情報の変更、改ざん、削除、漏洩等から保護され、必要に応じ適正な期間内に提供可能な状態で保管される。また、監査情報は適正な間隔でバックアップを取る。

4.3.9 監査結果の開示と対処

監査実施後、時刻認証局は関係機関の要求に応じて監査結果を速やかに開示するものとし、監査の結果として欠陥が指摘された場合には以下の対処を行う。

- ・欠陥が修正されるまでの対処(例えば運用の停止、利用者に対する十分なアナウンス等)
- ・欠陥への対処
- ・再発防止対策

4.4 記録のアーカイブ化

4.4.1 アーカイブデータの種類

時刻認証局のアーカイブデータは次のものとする。

- ・時刻配信局から発行された時刻監査記録
- ・時刻認証局で使用する鍵ペアの生成・更新破棄・失効記録
- ・監査報告書

4.4.2 アーカイブデータの保管期間

アーカイブデータは15年以上保管する。

4.4.3 アーカイブデータの保護

アーカイブデータにはアクセス制御を施すとともに、改ざん検出を可能とする措置を講ずる。アーカイブデータのバックアップは、定期的に外部記憶媒体に取得し、適切な入退室管理が行われている室内に設置された施錠可能な場所に保管する。

4.4.4 アーカイブデータのバックアップ

アーカイブデータは、所定の方法、手順によりバックアップを行う。

4.4.5 記録へのタイムスタンプ要件

記録に時刻情報を付与するコンピュータのシステム時計は、UTC と同期させる。

4.4.6 アーカイブデータの収集システム

規定しない。

4.5 鍵の定期更新

タイムスタンプトークンの生成に関わる鍵ペアは1年に1度定期的に更新を行い、定期更新時期以前に更新する場合は、利用者に対して事前に通知する。

4.6 システムのトラブル、災害からの復旧

- (1) 時刻認証局の使用するタイムスタンプシステムの時刻精度が、本規程の「4.8.2 タイムスタンプユニットの時刻精度」に規定する範囲外になった場合はシステムトラブルとみなし、タイムスタンプユニットを緊急停止し速やかに復旧作業を行う。時刻認証局は、ハードウェア、ソフトウェア又はデータが破壊された場合、バックアップ用のハードウェア、ソフトウェア又はデータにより速やかに復旧作業を行う。
- (2) 時刻認証局の災害等により時刻認証局の設備が被害を受けた場合は、予備機を確保しバックアップデータを用いて運用を行う。

(3) システムのトラブルや災害などにより、サービスに支障を来たす事態が生じた場合には、速やかに認証局に通知し、その内容をホームページ上に公知する。

4.7 業務の終了

時刻認証局がサービスを中断、終了する際は、そのスケジュールと手続きを決め、その内容をホームページ上に公知する。また、障害発生時などの予期出来ない場合の緊急停止措置以外は、事前の通知なしには業務を中断しない。

4.8 タイムソースの管理・トレーサビリティ

4.8.1 時刻認証局内の時刻精度

時刻認証局は、時刻認証局内で稼動する全システムの時刻の精度を、NTA に対して 1 秒以内に維持する。

4.8.2 タイムスタンプユニットの時刻精度

時刻認証局は、時刻認証局の使用するタイムスタンプユニットの時刻精度を、NTA に対して 1 秒以内に維持する。

4.8.3 時刻のトレーサビリティ

時刻認証局は、時刻認証局が運営・管理するタイムスタンプユニットに対するの時刻監査記録を TAA から取得・保管する事により、タイムスタンプトークンの時刻の UTC に対するトレーサビリティを保持する。

4.9 暗号アルゴリズムの危殆化

4.9.1 危殆化が予測される場合

タイムスタンプ生成に使用する暗号アルゴリズムの危殆化がタイムスタンプトークンの有効期間内に予測される事態になった場合、必要に応じて当該タイムスタンプの発行停止予定日、TSA 公開鍵証明書の失効予定日および、タイムスタンプ更新によりその有効性が維持できることを関係者へ周知・報告し、新たな暗号アルゴリズムのサービスに移行する。

4.9.2 危殆化した場合

タイムスタンプ生成に使用する暗号アルゴリズムが危殆化した場合、必要に応じてタイムスタンプの発行を停止し、TSA 公開鍵証明書の失効手続きを行うとともに、新たな暗号アルゴリズムのサービスへの移行を関係者へ周知・報告する。

5. 物理的、手続き的及び要員のセキュリティ管理

5.1 物理的なセキュリティ管理

5.1.1 施設の場所と建物構造

本サービスを運用するにあたって必要な設備は、地震、火災、水害などの災害対策設計された施設内の施錠された区画内に設置する。

5.1.2 入退室管理と機器へのアクセス

本規程の「5.1.1 施設の場所と建物構造」で規定された施設に入館する者は事前に登録が必要である。さらに施設の監視員と対面確認が必要であり機械による身体的特徴検査を受け、本人である事が確認出来た者のみ許可され入館出来る。退室時も同様の確認を行う。事前に登録の無い者は予め時刻認証局の責任者より承認を受け、所定の手続きを行った後事前に登録され入館を許可された者とともに入館する。

5.1.3 電源、空調設備

本規程の「5.1.1 施設の場所と建物構造」で規定された施設の一次電源は電力会社より複数系統から供給を受け、瞬断にはUPS設備が機能する。停電時は自家発電装置により電力供給を受ける。発電機用燃料備蓄があり、外部からの供給を受けなくても約20時間連続で電力供給出来る。空調設備は冗長構成で運転され、設備機器に最適な温度に保たれる。

5.1.4 水害対策

本規程の「5.1.1 施設の場所と建物構造」で規定された施設は防水対策が施され常時監視される。

5.1.5 火災対策

本規程の「5.1.1 施設の場所と建物構造」で規定された施設は耐火構造になっており、各階も防火区画化される。また窒素ガスなどによる消火設備がある。

5.1.6 地震対策

本規程の「5.1.1 施設の場所と建物構造」で規定された施設は免震又は耐震対策が施されている。機器はキャビネットに固定し、キャビネットは倒れないようにアンカーで床に固定する。

5.1.7 媒体管理

システムやデータをバックアップした記憶媒体は、空調とセキュリティが管理された場所に厳重に保管され、所定の手続きに基づき搬入出管理される。

5.1.8 廃棄物処理

機密扱いとみなす情報を含む書類、記憶媒体の廃棄については、厳密な分類の後適切に処理される。特に情報の格納に使用した全ての媒体は、破壊してから破棄処分する。

5.1.9 外部バックアップ

バックアップ媒体を遠隔地で管理する時は、厳重な管理の元移動し空調とセキュリティが管理された場所に厳重に保管する。

5.2 手続きの管理

5.2.1 信頼される役割

時刻認証局責任者より承認された各オペレータのシステムアクセスは、その業務遂行上実行しなければならない行為に限定され、時刻認証局責任者はオペレータを兼務する事はできない。

5.2.2 人員配置

時刻認証局責任者は、業務に支障が出ない範囲内で人員配置を必要最小限にする。

5.2.3 各役割の認証と認可

全てのオペレータは、所定の手続きにより同一性を証明しシステムへのアクセスを許可される。

5.3 要員的なセキュリティ管理

5.3.1 従事者の要件

業務に従事する者については、人事情報により適格性の確認を行った後任命される。

5.3.2 経歴検査

時刻認証局は、業務に従事する者について任命する前に信頼性、適格性を確認する為の調査を行う。

5.3.3 トレーニング要件

時刻認証局は、運用に必要な知識取得の為要員に対しトレーニングを行う。

5.3.4 トレーニング周期

時刻認証局は、要員に対するトレーニングを計画に基づき実施する。

5.3.5 ジョブローテーションの実施

時刻認証局は、要員のジョブローテーションを必要に応じて行う。

5.3.6 不正行為の罰則

要員が、規定された権限より逸脱して違反を行った場合は、就業規則、契約等に基づき処分を行う。

5.3.7 要員へ提示する文書

時刻認証局は、それぞれの職務に必要な文書を提示する。
運用規定、機器類のマニュアル、手順書等。

6 技術的管理

6.1 鍵ペア生成とインストール

6.1.1 鍵ペア生成

時刻認証局による鍵ペアの生成は、鍵管理モジュールにおいて複数人管理の下で行う。

6.1.2 タイムスタンプトークンの公開鍵証明書の配布

タイムスタンプトークンに使用される公開鍵証明書はリポジトリにて公開される。

6.1.3 鍵長

タイムスタンプトークンの署名生成鍵には、RSA 2048 bit 以上の鍵を使用する。

6.1.4 鍵生成

タイムスタンプトークンに関わる鍵ペアの生成は、本規程の「6.2.1 暗号モジュールの基準」で定められたハードウェアで行う。

6.1.5 鍵使用の目的

時刻認証局は、タイムスタンプトークンの発行に必要な署名の為に鍵を用いる。

6.2 秘密鍵の防護

6.2.1 暗号モジュールの基準

タイムスタンプユニットの秘密鍵は、FIPS 140-2 Level 3 以上の HSM により保護する。

6.2.2 秘密鍵の複数人管理

タイムスタンプユニットの秘密鍵の生成、破棄を行う際は、複数の鍵管理者の下で行う。

生成、破棄の方法と手順については所定の手続きに従う。

6.2.3 秘密鍵の預託

時刻認証局は秘密鍵の預託を行わない。

6.2.4 秘密鍵のバックアップ

時刻認証局は、タイムスタンプユニットの秘密鍵のバックアップは行わない。

6.2.5 秘密鍵のアーカイブ

時刻認証局は、タイムスタンプユニットの秘密鍵のアーカイブは行わない。

6.2.6 暗号モジュールへの秘密鍵格納

タイムスタンプユニットの秘密鍵は、暗号モジュール内で生成され格納される。

6.2.7 秘密鍵活性化方法

暗号モジュール内の秘密鍵の活性化は、複数の鍵管理者の下により所定の操作で行う。

6.2.8 秘密鍵非活性化方法

暗号モジュール内の秘密鍵の非活性化は、複数の鍵管理者の下により所定の操作で行う。

6.2.9 秘密鍵破棄方法

暗号モジュール内の秘密鍵の破棄は、複数の鍵管理者の下により所定の操作で行う。
尚、暗号モジュールを破棄目的等で室外に持ち出す場合には、複数の鍵管理者の下で所定の手続きに従い破棄を実施する。

6.3 その他の鍵管理について

6.3.1 公開鍵記録保存

タイムスタンプトークン検証用の公開鍵は、本規程の「4.4.2 アーカイブデータの保管期間」において定める期間、保管する。

6.3.2 秘密鍵の使用期間

秘密鍵の使用期間は1年とし、鍵ペアを生成し活性化した日から起算して1年毎に鍵更新を行う。また、鍵の危殆化が判明した場合には、その時点で公開鍵証明書の失効手続きを行う。

6.3.3 鍵ペアの有効期間

タイムスタンプトークンに使用する鍵ペアの有効期間は、2006 年 5 月 1 日以降に活性化されたものより、11 年 1 ヶ月間とする。ただし、秘密鍵の危殆化や、ハッシュ及び暗号アルゴリズムの脆弱化が発生した場合には、タイムスタンプトークンに示される有効期限より以前に、その有効性を失効させる事がある。

6.4 活性化データ

6.4.1 活性化データの生成

時刻認証局は、秘密鍵を格納する暗号モジュールの操作に必要な活性化データを、所定の手続きにより生成する。

6.4.2 活性化データの保護

時刻認証局は、秘密鍵を格納する暗号モジュールの活性化に必要な情報を安全に管理する。

6.5 コンピュータセキュリティ管理

6.5.1 使用するコンピュータセキュリティの技術要件

時刻認証局の装置やソフトウェアはセキュリティ条件を満たすものを導入する。

6.5.2 コンピュータセキュリティ評価

本サービスを運用する為に必要な全ての機器類に対して、定期的にセキュリティの脆弱性評価を行い、問題がある場合は対処する。また、機器類に変更があった場合においても同様の手続きを行う。

6.6 システムのライフサイクル管理

6.6.1 システム開発管理

時刻認証局は、使用されるソフトウェアの開発、修正、変更を品質管理された環境で行う。

6.6.2 システム維持管理

時刻認証局は、使用される機器及びソフトウェアの維持管理を行い、保守体制を備える。

6.6.3 セキュリティ運用管理

時刻認証局は、ハードウェアやソフトウェアの導入時に、セキュリティの確認調査を行う。

6.6.4 セキュリティ評価のライフサイクル

時刻認証局は、定期的にセキュリティの脆弱性評価を行い、問題がある場合は対処する。

6.7 ネットワークセキュリティ管理

時刻認証局は、システム導入時、運用時、変更時においてネットワークセキュリティが確保されているかどうかの確認を行う。

6.8 暗号化モジュールの管理

時刻認証局は、暗号モジュールに FIPS 140-2 Level 3 認定品を使用する。

7. 仕様の管理

7.1 仕様の変更手順

本規程の仕様は必要に応じて変更する。

7.2 公開と通知の規則

本規程の変更時は、速やかに新しい規程をリポジトリに公開する。

7.3 本規程の承認手順

本規程の変更は、時刻認証局の責任者により承認される。

8. タイムスタンプトークンのプロファイル

フィールド	内容	値
TimeStampToken		
ContentInfo		
ContentType	content (データ) の型	id-signedData (OID:1.2.840.113549.1.7.2)
Content		
version	CMSのバージョン	3
digestAlgorithms	署名に使用するダイジェストアルゴリズムの識別子	sha256 (OID:2.16.840.1.101.3.4.2.1) 1 sha384 (OID:2.16.840.1.101.3.4.2.2) 1 sha512 (OID:2.16.840.1.101.3.4.2.3) 1 2 3
encapContentInfo		
eContentType	署名の対象となるデータの型	id-smime-ct -TSTInfo (OID:1.2.840.113549.1.9.16.1.4)
eContent	署名の対象となるデータ	TSTInfo (後述参照)
certificates	署名の検証に必要な証明書のリスト	OPTIONAL
certificate	TSAの公開鍵証明書	
attrCert	TAの時刻監査証明書 1	
signerInfos	署名者に関する情報	
version	CMS のバージョン	1
sid	署名者 (TSA) を識別するための情報	
digestAlgorithm	署名に使用するダイジェストアルゴリズムの識別子	sha256 1 sha384 1 sha512 1 2 3
signedAttrs	署名の属性	
Attribute		
attrType	属性のタイプ	ContentType (OID:1.2.840.113549.1.9.3)
AttributeValue	属性の値	id-smime-ct -TSTInfo (OID:1.2.840.113549.1.9.16.1.4)
Attribute		
attrType	属性のタイプ	messageDigest (OID:1.2.840.113549.1.9.4)
AttributeValue	属性の値	署名の対象となるデータのハッシュ値
Attribute		
attrType	属性のタイプ	id-aa-signingCertificate (OID:1.2.840.113549.1.9.16.2.12) 1 2 id-aa-signingCertificateV2 (OID:1.2.840.113549.1.9.16.2.47) 3
AttributeValue	属性の値	
SigningCertificate 1 2	証明書署名	ESSCertID certHash:sha1 1 2
SigningCertificateV2 3		ESSCertIDv2 certHash:sha512 3
signatureAlgorithm	署名に使用するアルゴリズム	sha256WithRSAEncryption (OID:1.2.840.113549.1.1.11) 1 sha384WithRSAEncryption (OID:1.2.840.113549.1.1.12) 1 sha512WithRSAEncryption (OID:1.2.840.113549.1.1.13) 1 2 3
signature	署名値	
TSTInfo		
version	タイムスタンプトークンフォーマットバージョン	1
TSAPolicyId	サービスポリシーの識別子	OID:0.2.440.200192.100.200.100 (Type-T1) OID:0.2.440.200192.100.200.101 (Type-S1) OID:0.2.440.200192.100.200.102 (Type-S2)
messageImprint		
hashAlgorithm	ハッシュアルゴリズム	sha256, sha384, sha512
hashedMessage	タイムスタンプ対象のハッシュ値	
serialNumber	タイムスタンプトークンのシリアル番号	
genTime	タイムスタンプトークン生成時の時刻情報	YYYYMMDDhhmmss[.sss]Z
accuracy	時刻精度	msec
ordering	タイムスタンプトークン発行の順序性の有無	FALSE 4
nonce	特定の要求を識別するための値	ランダム値
tsa	タイムスタンプユニットの識別情報	C=JP; S=Kanagawa; L=Yokohama; O=AMANO Corporation; OU=e-timing TSA; OU=Thales TSS ESN:????-????-????; 1 CN=dse200-??? 1 CN=sj-ts??? 2 3
extensions	拡張領域	使用しない

- サービスポリシーがType-T1(OID:0.2.440.200192.100.200.100)である場合。
Type-T1における各ダイジェストアルゴリズムは、TSTInfo中のハッシュアルゴリズムと同一のものが適用されます。
- サービスポリシーがType-S1(OID:0.2.440.200192.100.200.101)である場合。
- サービスポリシーがType-S2(OID:0.2.440.200192.100.200.102)である場合。
- サービス提供システムの設定移行期間2009年4月～7月はTRUEとFALSEが混在し、以降はFALSEのみとなります。

用語集 A

用語	スペル	解説
FIPS 140-2	Federal Information Processing Standard 140-2	米国 NIST が策定した暗号モジュールに関するセキュリティ認定基準。最低レベル 1 から最高レベル 4 までである。
HSM	Hardware Security Module	ハードウェアセキュリティモジュール。物理的に暗号モジュール等の機密性を保護する装置。分解したり、衝撃を加えたりすると装置内のデータが消失する仕掛けになっているものや、温度変化や気圧の変化を検出するものもある。
IETF	Internet Engineering Task Force	インターネットで使用するプロトコルを決定する為の民間主導の標準化団体。IETF から RFC 番号がつけられて公表された規格は、実質的に世界標準規格である。
UPS	Uninterruptible power supply	様々な電源トラブルを取り除き、サーバ・ネットワーク機器等のシステム全体にクリーンかつ 高品質の電源供給を行い、貴重なデータの消失を防止する為の装置。
UTC	Coordinated Universal Time	協定世界時。現在全世界で公式に採用されている原子時系。UTC は実時間では生成出来ず、各国の国家時刻標準機関が生成する協定世界時を基に国際相互比較し、後日それらのデータを集計し計算により決定される。
公開鍵暗号基盤	Public Key Infrastructure	公開鍵暗号技術と電子署名を使って、インターネットで安全な通信が出来るようにする為の環境の事。
時刻監査		対象となる装置の時刻を監視し、標準時とのズレを検査する事。
時刻同期		基準となる時刻に対象装置の時刻を合わせる事。
身体的特徴		本人認証では、虹彩、手のひらの血流、指紋、声紋などが用いられる。

用語集 B

用語	スペル	解説
タイムスタンプ	Time Stamp	信頼の置ける時刻と文書などのデジタル情報に対し、変更、改ざんがあったかどうかを検知出来る情報もしくはそれを指し示す情報を付与し、それ以降、内容や時刻に変更・改ざんがあったかどうかを証明する技術。
時刻認証局	Time-Stamping Authority	タイムスタンプサービスを提供し、第三者機関としてタイムスタンプ記録を発行、検証するサービスプロバイダ。
タイムスタンプトークン	Time-Stamp Token	信頼の置ける時刻と文書などのデジタル情報に対し、変更、改ざんがあったかどうかを検知出来る情報。もしくはそれを指し示す情報。デジタル情報のハッシュデータに時刻情報等を付与し、電子署名として発行する。タイムスタンプトークンには独立トークンとリンクトークンの二種類が存在し、それぞれ ISO/IEC18014-2,3 に規定されている。
タイムソース	Time Source	時刻源の事を言う。
トレーサビリティ	Traceability	トレーサビリティとは、「不確かさが全て表記された、切れ目の無い比較の連鎖を通じて、通常は国家標準又は国際標準である決められた標準に関連づけられ得る測定結果又は 標準の性質」を言う。 VIM（国際計量基本用語集）より抜粋
リポジトリ	Repository	ここでは本規程などの情報を保存・配布出来るようにしたオンライン上のデータベースの事。

参考文献

- ・IETF PKIX RFC2527 「Internet X.509 Public Key Infrastructure Certificate Policy and Certification Practices Framework」
- ・政府認証基盤（GPKI）「府省認証局CP/CP Sガイドライン」
- ・タイムビジネス推進協議会「時刻認証基盤ガイドライン」
- ・ECom 「認証局運用ガイドライン」